

介護保険運営協議会

資 料

目 次

- 1 介護保険認定者数及び受給者数・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 令和 6 年度介護給付費等の実績見込・・・・・・・・ 3 頁
- 3 令和 7 年度介護保険特別会計歳入歳出予算・・・・ 5 頁
- 4 保険者機能強化推進交付金等に係る集計結果・・ 9 頁
- 5 今後の介護保険事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁

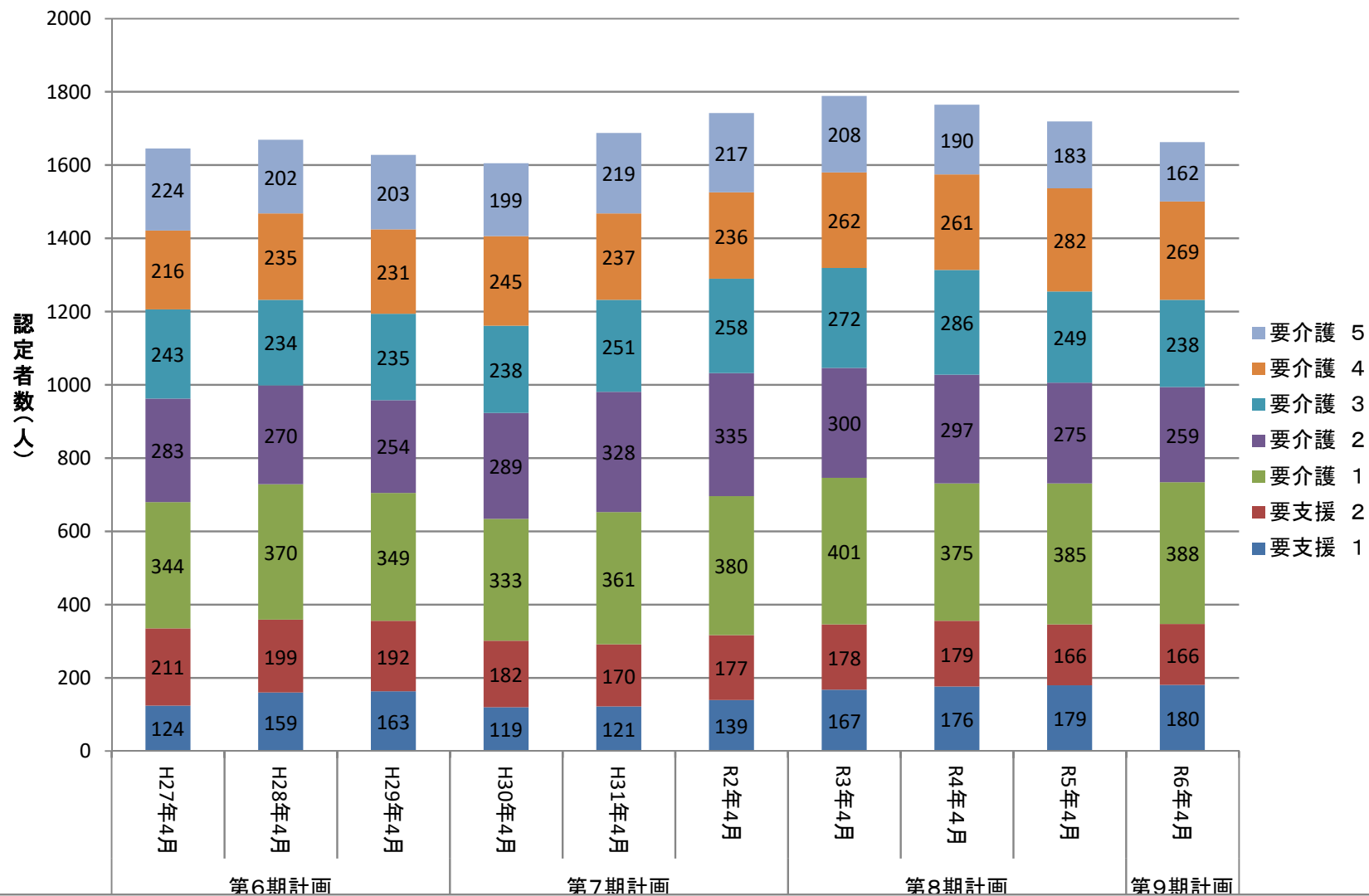
1 介護保険認定者数及び受給者数

(単位:人)

区 分		第6期計画期間			第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画期間		
		H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月	R7年4月	R8年4月
認定	住民登録者数	22,093	21,720	21,243	20,804	20,370	20,005	19,575	19,116	18,685	18,335		
	内65歳以上者	8,244	8,280	8,254	8,189	8,162	8,169	8,157	8,162	8,037	7,948		
	第1号被保険者数	8,190	8,208	8,185	8,125	8,106	8,115	8,098	8,105	7,976	7,894		
	内認定者数	1,621	1,643	1,598	1,578	1,660	1,717	1,766	1,746	1,704	1,653		
	認定率(%)	19.79	20.02	19.52	19.42	20.48	21.16	21.81	21.54	21.36	20.94		
	第2号被保険者中被認定者数	24	26	29	27	27	25	22	18	15	9		
	認定者総数 A	1,645	1,669	1,627	1,605	1,687	1,742	1,788	1,764	1,719	1,662	0	0
認定者区分	要支援 1	124	159	163	119	121	139	167	176	179	180		
	要支援 2	211	199	192	182	170	177	178	179	166	166		
	要支援合計	335	358	355	301	291	316	345	355	345	346	0	0
	要介護 1	344	370	349	333	361	380	401	375	385	388		
	要介護 2	283	270	254	289	328	335	300	297	275	259		
	要介護 3	243	234	235	238	251	258	272	286	249	238		
	要介護 4	216	235	231	245	237	236	262	261	282	269		
	要介護 5	224	202	203	199	219	217	208	190	183	162		
	要介護合計	1,310	1,311	1,272	1,304	1,396	1,426	1,443	1,409	1,374	1,316	0	0
受給 (2ヵ月遅れ)	在宅介護(介護予防)サービス	940	949	912	778	822	893	969	928	923	914		
	地域密着型(介護予防)サービス	216	241	280	268	267	269	263	259	244	240		
	施設介護サービス	297	288	303	302	322	318	328	335	319	319		
	受給者総数 B	1,453	1,478	1,495	1,348	1,411	1,480	1,560	1,522	1,486	1,473	0	0
	受給率 (B/A)	88.33	88.56	91.89	83.99	83.64	84.96	87.25	86.28	86.45	88.63		

資料：出水地区要介護審査判定・認定状況（北薩広域行政事務組合） 数値は各月末現在

要介護・要支援認定者数の区分別推移



2 令和6年度介護保険給付費の実績(千円未満四捨五入)

単位:千円

介護給付費	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付見込	対前年度
居宅介護サービス給付費	816,417	115,627	839,966	46,854	824,069	▲ 15,897	850,934	26,865	858,264	7,330
地域密着型介護サービス給付費	630,586	▲ 15,315	636,052	541	604,186	▲ 31,866	602,950	▲ 1,236	605,214	2,264
施設介護サービス給付費	1,097,038	114,285	1,126,637	82,799	1,097,426	▲ 29,211	1,072,320	▲ 25,106	1,130,267	57,947
居宅介護福祉用具購入費	2,735	576	2,401	40	2,104	▲ 297	2,911	807	3,331	420
居宅介護住宅改修費	5,768	1,606	4,354	▲ 301	5,069	715	5,807	738	6,558	751
居宅介護サービス計画給付費	109,783	15,348	112,561	5,367	110,925	▲ 1,636	109,430	▲ 1,495	109,761	331
介護予防サービス給付費	39,252	8,633	41,227	3,959	45,768	4,541	43,905	▲ 1,863	54,220	10,315
地域密着型介護予防サービス給付費	6,042	▲ 4,924	4,782	▲ 2,121	5,290	508	6,654	1,364	7,546	892
介護予防福祉用具購入費	788	▲ 32	666	▲ 148	998	332	2,271	1,273	2,134	▲ 137
介護予防住宅改修費	2,928	748	3,874	59	3,082	▲ 792	716	▲ 2,366	4,210	3,494
介護予防サービス計画給付費	7,746	1,206	8,378	1,020	9,529	1,151	4,393	▲ 5,136	10,657	6,264
審査支払手数料	2,604	339	2,696	327	2,661	▲ 35	9,346	6,685	2,564	▲ 6,782
高額介護サービス費	76,958	11,372	77,623	10,573	76,934	▲ 689	73,836	▲ 3,098	74,764	928
高額介護予防サービス費	59	▲ 3	54	▲ 31	25	▲ 29	107	82	109	2
高額医療合算介護サービス費	6,129	▲ 333	7,100	▲ 691	5,852	▲ 1,248	5,669	▲ 183	7,700	2,031
高額医療合算介護予防サービス費	1	▲ 32	6	▲ 24	37	31	6	▲ 31	40	34
特定入所者介護サービス費	145,351	7,067	126,345	4,002	109,871	▲ 16,474	104,754	▲ 5,117	106,976	2,222
特定入所者介護予防サービス費	68	▲ 25	11	21	31	20	13	▲ 18	100	87
合 計	2,950,253	256,143	2,994,733	152,246	2,903,857	▲ 90,876	2,896,022	▲ 7,835	2,984,415	88,393

※令和6年度は最終補正額

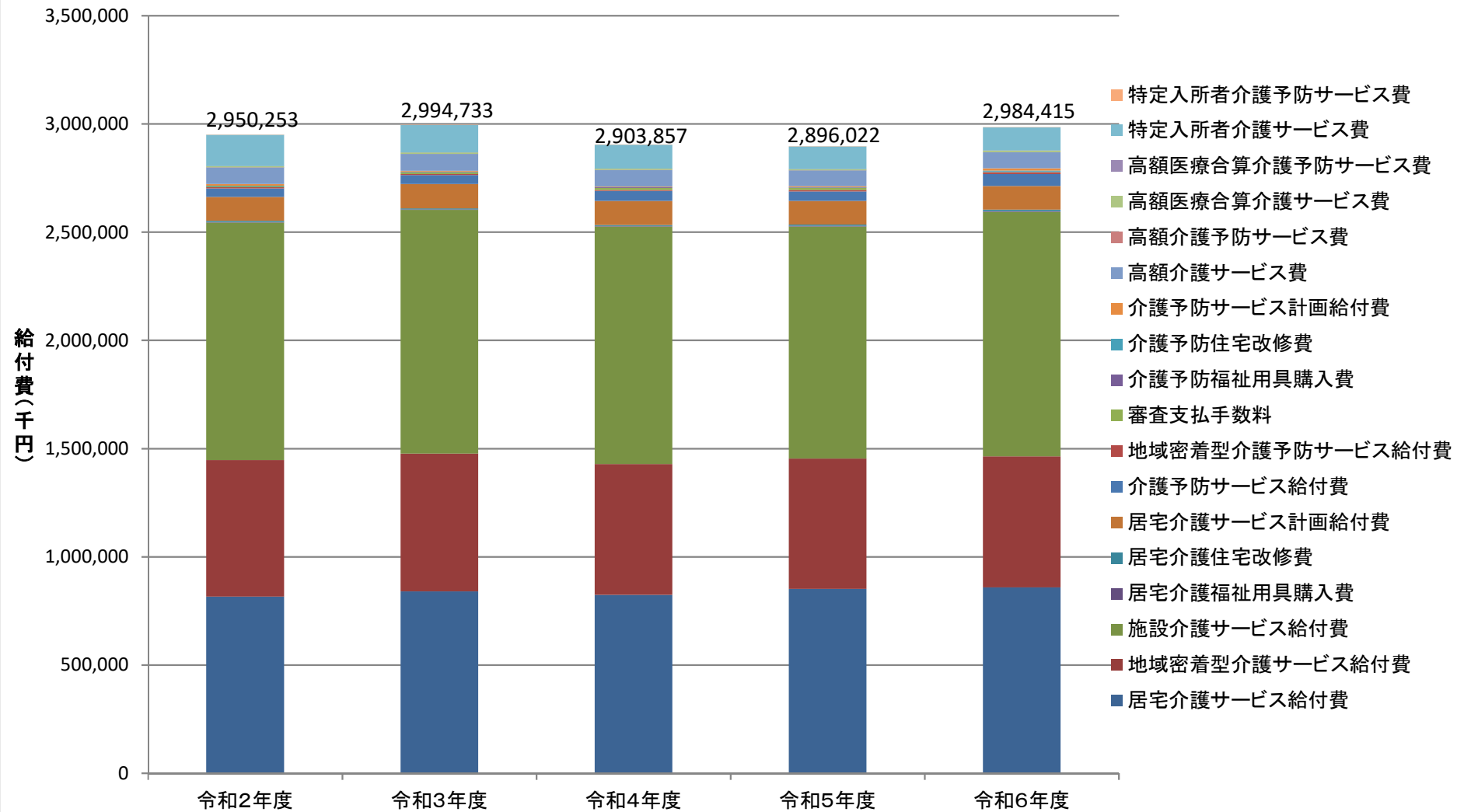
令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業費実績(千円未満四捨五入)

単位:千円

地域支援事業費	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付見込	対前年度
みなし型訪問介護	17,192	▲ 1,277	18,079	887	17,052	▲ 1,027	14,571	▲ 2,481	14,500	▲ 71
緩和型訪問介護	128	▲ 1,745	197	69	134	▲ 63	88	▲ 46	200	112
みなし型通所介護	29,304	▲ 277	26,760	▲ 2,544	31,490	4,730	28,901	▲ 2,589	21,940	▲ 6,961
緩和型通所介護	0	▲ 883	0	0	0	0	0	0	120	120
ケアマネジメント事業	4,239	▲ 1,067	4,413	174	4,249	▲ 164	3,704	▲ 545	3,000	▲ 704
高額介護予防サービス費	175	66	101	▲ 74	97	▲ 4	131	34	210	79
高額医療合算介護予防サービス費	61	61	4	▲ 57	96	92	12	▲ 84	120	108
審査支払手数料	213	▲ 40	216	3	221	5	168	▲ 53	240	72
合 計	51,312	▲ 5,162	49,770	▲ 1,542	53,339	3,569	47,575	▲ 5,764	40,330	▲ 7,245

※令和6年度は最終補正額

阿久根市の介護給付費推移



3 令和7年度介護保険特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
保険料	介護保険料	481,363	493,257	▲ 11,894
使用料及び手数料	使用料	1	1	0
	手数料	11	11	0
	小 計	12	12	0
国庫支出金	国庫負担金	522,454	521,923	531
	国庫補助金	339,500	328,159	11,341
	小 計	861,954	850,082	11,872
支払基金交付金	支払基金交付金	819,735	820,215	▲ 480
県支出金	県負担金	441,265	440,148	1,117
	県補助金	19,198	21,201	▲ 2,003
	小 計	460,463	461,349	▲ 886
財産収入	財産運用収入	74	4	70
繰入金	一般会計繰入金	514,896	507,773	7,123
	基金繰入金	40,000	40,000	0
	小 計	554,896	547,773	7,123
繰越金	繰越金	1	1	0
諸収入	延滞金加算金及び過料	30	30	0
	市預金利子	1	1	0
	雑入	234	226	8
	小 計	265	257	8
歳 入 合 計		3,178,763	3,172,950	5,813

歳出

(単位:千円)

款	項	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
総務費	総務管理費	54,874	49,354	5,520
	徴収費	1,731	1,484	247
	介護認定審査会費	26,571	22,217	4,354
	趣旨普及費	0	743	▲ 743
	小 計	83,176	73,798	9,378
保険給付費	介護サービス等諸費	2,695,930	2,706,499	▲ 10,569
	介護予防サービス等諸費	78,773	65,070	13,703
	その他諸費	2,681	2,364	317
	高額介護サービス等費	73,141	71,473	1,668
	高額医療合算介護サービス等費	7,040	7,740	▲ 700
	特定入所者介護サービス等費	107,730	107,078	652
	小 計	2,965,295	2,960,224	5,071
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	57,699	65,082	▲ 7,383
	一般介護予防事業費	12,837	13,292	▲ 455
	包括的支援事業・任意事業費	47,792	46,723	1,069
	その他諸費	230	240	▲ 10
	小 計	118,558	125,337	▲ 6,779
基金積立金	介護保険基金積立金	74	4	70
公債費	公債費	66	62	4
諸支出金	償還金及び還付加算金	601	701	▲ 100
	操出金	5,993	7,824	▲ 1,831
	小 計	6,594	8,525	▲ 1,931
予備費	予備費	5,000	5,000	0
歳 出 合 計		3,178,763	3,172,950	5,813

令和7年度介護保険特別会計歳入歳出予算内訳

(1) 居宅介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
訪問介護	88,108	90,706	▲ 2,598
訪問入浴介護	15,172	14,314	858
訪問看護	65,129	54,861	10,268
訪問リハビリテーション	8,570	7,610	960
通所介護	154,818	176,729	▲ 21,911
通所リハビリテーション	167,863	153,438	14,425
福祉用具貸与	83,080	84,854	▲ 1,774
短期入所生活介護	45,708	49,900	▲ 4,192
短期入所療養介護(老健)	13,877	13,223	654
短期入所療養介護(療養型)	0	0	0
居宅療養管理指導	7,433	7,649	▲ 216
特定施設入居者生活介護	202,187	204,980	▲ 2,793
合 計	851,945	858,264	▲ 6,319

(2) 地域密着型介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	159,411	166,379	▲ 6,968
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	549	40	509
認知症対応型共同生活介護	242,811	226,993	15,818
地域密着型通所介護	13,368	27,110	▲ 13,742
地域密着型老人福祉施設	192,831	191,477	1,354
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,164	3,215	▲ 2,051
合 計	610,134	615,214	▲ 5,080

(3) 施設介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
介護老人福祉施設サービス	381,077	373,023	8,054
介護老人保健施設サービス	633,924	632,313	1,611
介護療養型医療施設サービス・介護医療院	95,048	95,687	▲ 639
特定診療費・特別診療費	12,786	12,344	442
合 計	1,122,835	1,113,367	9,468

(4) 居宅介護(予防)福祉用具購入費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
介護福祉用具購入費	1,889	3,331	▲ 1,442
予防福祉用具購入費	1,676	854	822
合 計	3,565	4,185	▲ 620

(5) 居宅介護(予防)住宅改修費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
介護住宅改修費	3,292	6,558	▲ 3,266
予防住宅改修費	4,656	4,590	66
合 計	7,948	11,148	▲ 3,200

(6) 居宅介護(予防)サービス計画給付費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
居宅介護サービス計画給付費	105,831	109,761	▲ 3,930
介護予防サービス計画給付費	10,565	9,257	1,308
合 計	116,396	119,018	▲ 2,622

(7) 介護予防サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
介護予防訪問看護	9,689	6,800	2,889
介護予防訪問リハビリテーション	3,600	2,846	754
介護予防通所リハビリテーション	18,734	13,154	5,580
介護予防福祉用具貸与	17,138	15,147	1,991
介護予防短期入所生活介護	260	215	45
介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	50	50	0
介護予防居宅療養管理指導	221	509	▲ 288
介護予防特定施設入居者生活介護	4,901	5,499	▲ 598
合 計	54,593	44,220	10,373

(8) 地域密着型介護予防サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,058	3,832	3,226
介護予防認知症対応型共同生活介護	222	2,314	▲ 2,092
合 計	7,280	6,146	1,134

(9) 審査支払手数料

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
審査支払手数料	2,681	2,364	317

(10) 高額介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
高額介護サービス費	73,041	71,364	1,677
現物給付分	2,123	868	1,255
償還払分	70,918	70,496	422
高額介護予防サービス費	100	109	▲ 9
現物給付分	0	0	0
償還払分	100	109	▲ 9
合 計	73,141	71,473	1,668

(11) 高額医療合算介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
高額医療合算介護サービス費	7,000	7,700	▲ 700
高額医療合算介護予防サービス費	40	40	0
合 計	7,040	7,740	▲ 700

(12) 特定入所者介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
特定入所者介護サービス費	107,628	106,976	652
特定入所者介護予防サービス費	100	100	0
合 計	107,728	107,076	652

(13) 介護給付費総計

(単位:千円)

項 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増 減
介護給付費総計	2,965,286	2,960,215	5,071

※特例分(9,000円)を除く

4 保険者機能強化推進交付金等の集計結果について

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について

1 制度の概要

平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化しています。

この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設しています。

令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化しています。

2 集計結果

令和6年度集計結果

項目	推進交付金	支援交付金	合計
満点	400	400	800
全国平均	206	217	423
鹿児島県平均	201	222	423
阿久根市	188	210	398

保険者機能強化推進交付金等の取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、令和6年度より市町村の指標ごとの得点獲得状況が厚生労働省ホームページに掲載されています。

5 今後の介護保険事業について

(1) 保険者機能強化推進交付金

平成30年度から、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する保険者の取組に対し、指標に基づいて国が評価し、予算の範囲内で交付金が交付される制度です。

交付金は、地域支援事業など使用できる事業が決められており、今年度は、主に総合事業の紙おむつ給付事業と訪問給食サービス事業に繰り入れています。交付金額は令和5年度が2,779,000円、令和6年度は1,745,000円となっています。

なお、令和6年度は機能強化推進交付金と努力支援交付金の役割分担の見直しや、評価指標の充実のため大幅な見直しが行われています。

(2) 介護保険保険者努力支援交付金

令和2年度から、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たな介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した制度です。

今年度は、主に総合事業の訪問型サービス事業と通所型サービス事業に繰り入れています。交付金額は、令和5年度が3,493,000円、令和6年度は3,763,000円となっています。

(3) 介護予防・生活支援総合事業について

令和7年3月1日現在

ア 訪問型介護サービス

(ア) 訪問型相当サービス事業所指定

令和5年度:14事業所

令和6年度:12事業所

	事業所名	備考
市内	阿久根市社会福祉協議会 訪問介護事業所	
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根	
	訪問介護事業所 ひまわり	
市外	ヘルプサービスはまかぜ園	
	JA鹿児島いずみ指定訪問介護事業所	
	ふくしサービスセンター愛ちゃん	
	(株)ティー・シー・エス訪問介護事業所	
	ヘルパーステーションいこい長島	
	コミュニティケアいずみ 野田サテライト	
	ヘルパーステーションさくら彩	
	訪問介護 はる風	
	ヘルパーステーション 美都	R6.2.1 指定(新規)

(イ) 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)指定事業所

令和5年度: 7事業所

令和6年度: 6事業所

	事業所名	備考
市内	阿久根市社会福祉協議会 訪問介護事業所	
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根	
	訪問介護事業所 ひまわり	
市外	ヘルプサービスはまかぜ園	
	JA鹿児島いずみ指定訪問介護事業所	
	コミュニティケアいずみ 野田サテライト	

イ 通所型介護サービス

(ア) 通所型相当サービス事業所指定

令和5年度:13事業所

令和6年度:12事業所

	事業所名	備考
市内	デイサービスセンター翠香苑	
	デイサービスセンター緑風荘	
	デイサービス桃の家	
市外	デイサービスセンターはまかぜ園	
	JA鹿児島いずみ指定通所介護事業所	
	デイサービスセンター リハシップあい西出水	
	レストケア出水・デイイブニングセンター癒	
	デイサービスセンター明日天気になあれ	
	デイサービスセカンドライフ	
	デイサービス はる風	
	デイサービスセンター和	
	デイサービスセンター野田の郷	

(イ) 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)指定事業所

令和5年度: 5事業所

令和6年度: 4事業所

	事業所名	備考
市内	デイサービスセンター翠香苑	
	デイサービスセンター緑風荘	
市外	デイサービスセンターはまかぜ園	
	JA鹿児島いずみ指定通所介護事業所	

地域密着型サービス運営委員会

資 料

目 次

- 1 市指定施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 運営指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 3 事故報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
- 4 地域密着型サービス利用・待機者数について・・・・・・ 5 頁
- 5 施設整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁

1 市指定施設について

市内

令和7年3月1日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
グループホーム はまゆう	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和6年3月21日	令和12年3月20日
グループホーム 桃の家	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和2年6月12日	令和8年6月11日
グループホーム はまなす	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和2年6月13日	令和8年6月12日
ふれあいホーム 花	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和4年3月3日	令和10年3月2日
グループホーム ポンタ	認知症対応型 共同生活介護	9名	令和4年5月24日	令和10年5月23日
小規模多機能ホーム 昂和苑	小規模多機能型 居宅介護	29名	令和6年4月1日	令和12年3月31日
小規模多機能ホーム コミュニティの杜	小規模多機能型 居宅介護	29名	令和6年4月1日	令和12年3月31日
小規模多機能ホーム 希望の杜 脇本	小規模多機能型 居宅介護	29名	令和元年9月1日	令和7年8月31日
特別養護老人ホーム 満青	介護老人福祉施設	29名	令和元年10月1日	令和7年9月30日
特別養護老人ホーム あかり	介護老人福祉施設	29名	令和2年11月1日	令和8年10月31日
デイサービス 桃の家	地域密着型通所介護	18名	令和2年2月1日	令和8年1月31日
デイサービスセンター 緑風荘	地域密着型通所介護	18名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
阿久根市社会福祉 協議会	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
K I Cプラン	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
北国医院	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
グリーンフォレスト みかさ	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日

市外

令和7年3月1日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
地域密着型 介護老人福祉施設 はまかせ園	小規模介護老人福祉 施設	29名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
レストケア出水デイ ホスピスセンター蘭	地域密着型通所介護・ 療養通所介護	9名	令和元年6月1日	令和7年5月31日
レストケアいずみ・ デイホスピスセンター凜	地域密着型通所介護	9名	令和3年2月1日	令和9年1月31日
地域密着型通所介護 美里園	地域密着型通所介護	18名	令和3年7月31日	令和9年7月31日

※ 市外の施設については、施設所在市町村長と協議し、承諾の上で指定・利用ができます。

2 運営指導について

(1) 令和6年度実績

事業所名	サービスの種類	実施日
特別養護老人ホーム あかり	介護老人福祉施設	令和7年2月17日
グループホーム はまゆう	認知症対応型共同生活介護	令和7年2月18日
ふれあいホーム 花	認知症対応型共同生活介護	令和7年2月28日
K I Cプラン	居宅介護支援	令和7年3月1日

【主な指摘事項】

- ・運営規程について、「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載がなかったことから、加筆し修正すること。
- ・運営規程の変更時において、日付の記載や押印に漏れがあったことから、適切に保管すること。
- ・運営規程の変更が未届となっているため、保険者へ届出を行うこと。
- ・運営規程に変更があった場合は、重要事項説明書についても、記載の変更を行うこと。
- ・業務継続計画書について、避難経路や所要時間等の記載がなかったため、追加すること。

(2) 令和6年度県市合同指導

事業所名	サービスの種類	実施日
悠和の里	サービス付き高齢者向け住宅	令和7年1月30日
真和苑	介護老人保健施設	令和7年2月13日

3 事故報告について

※ 令和6年度は2月末日現在
(単位：件)

(1) 地域密着型

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	主な原因（令和6年度）
骨折	14	5	19	11	転倒、その他（移乗介助時）
打撲・捻挫・脱臼	2	0	1	1	転落
切傷・擦過傷	0	4	9	2	転倒
発赤					
嘔吐					
誤薬					
窒息					
死亡					
その他	3	15	5	7	剥離、誤嚥・窒息
合計	19	24	34	21	

(2) 県指定

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	主な原因（令和6年度）
骨折	9	9	14	17	転倒、転落、不明
打撲・捻挫・脱臼	3	0	0	0	
切傷・擦過傷	3	2	1	2	転倒
発赤					
その他	3	15	1	2	裂傷、チューブ抜去等
合計	18	26	16	21	

(3) 市外施設（対象が阿久根市の被保険者）

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	主な原因（令和6年度）
骨折	4	4	2	2	転倒
打撲・捻挫・脱臼	0	2	5	2	転倒、転落
切傷・擦過傷	2	0	0	0	
発赤					
窒息					
その他	1	9	6	3	爪のはがれ、骨折疑い
合計	7	15	13	7	

(4) 全体

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	主な原因（令和6年度）
骨折	27	18	35	30	転倒、転落
打撲・捻挫・脱臼	5	2	6	3	転倒、転落
切傷・擦過傷	5	6	10	4	転倒
発赤					
嘔吐					
誤薬					
窒息					
死亡					
その他	7	39	12	12	異食、外出、剥離
合計	44	65	63	49	

4 地域密着型介護サービス事業利用・待機者数一覧

サービスの種類	事業者名	入所者の状況										待機者 小計
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計			
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	桃の家	1	0	3	2	1	1	0	8	0		
	南館	0	0	0	0	4	3	0	7			
	ボンタ	0	0	2	1	1	1	2	7	0		
	1号棟	0	0	0	5	0	4	0	9			
	2号棟	0	0	4	0	2	3	0	9	10		
	A棟	0	0	3	0	2	3	1	9			
	B棟	0	0	0	3	4	1	1	9	4		
	1号棟	0	0	3	3	3	0	0	9			
	2号棟	0	0	5	1	2	1	0	9	7		
	小計	1	0	20	15	19	17	4	76			

サービスの種類	事業者名	入所者の状況										待機者 小計
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計			
介護老人福祉施設	満青	一丁目	0	0	0	0	2	4	2	8	6	
		二丁目	0	0	0	1	4	3	1	9		
		三丁目	0	0	0	0	1	8	1	10		
	あかり	Aユニット	0	0	0	0	3	5	1	9	17	
		Bユニット	0	0	0	0	4	4	2	10		
		Cユニット	0	0	0	0	0	7	3	10		
	小計	0	0	0	1	14	31	10	56	23		

サービスの種類	事業者名	利用者の状況									
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計		
小規模多機能型 居宅介護	昂和苑	1	2	6	6	7	4	1	27		
	通所 (12月)	延べ434人、1日平均14.0人									
	泊まり (12月)	延べ127人、1日平均4.0人									
	訪問 (12月)	延べ440回、1日平均14.1人									
	コミュニティの杜	0	1	5	3	3	4	0	16		
	通所 (12月)	延べ286人、1日平均9.2人									
	泊まり (12月)	延べ169人、1日平均5.5人									
	訪問 (12月)	延べ269回、1日平均8.7回									
	希望の杜協本	2	3	9	4	3	2	0	23		
	通所 (12月)	延べ288人、1日平均9.3人									
	泊まり (12月)	延べ137人、1日平均4.4人									
	訪問 (12月)	延べ293回、1日平均9.5回									
	小計	3	6	20	13	13	10	1	66		
合 計	4	6	40	29	46	58	15	198			
待機者 小計											11
3											3
8											8
0											0
11											11
55											55

5 施設整備について

(1) 第9期高齢者保健福祉計画期間中の施設整備

高齢者保健福祉計画に基づく看護小規模多機能型居宅介護の整備につきましては令和7年度において、事業者公募を予定しています。

【参考】令和5年度

期 間	内 容
令和5年5月1日から	市ホームページ掲載 公募要領配布開始 質問の受付開始 応募受付開始
令和5年5月19日まで	質問の受付期間
令和5年6月30日まで	応募受付期間

【補助金】 ※令和5年度単価

施設整備に関する事業費：33,600千円

空き家を活用した整備支援事業費：8,910千円

準備事業費：839千円

※ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービスです。

令和6年度 第2回

地域包括支援センター運営協議会資料

[目 次]

1	令和6年度 地域包括支援センターの事業実績と評価	1
2	令和6年度 地域包括支援センターの歳入歳出決算状況	13
3	令和7年度 阿久根市地域包括支援センター運営方針（案）	14
4	令和7年度 地域包括支援センターの当初予算	22

1 令和6年度 地域包括支援センターの事業実績と評価

(1) 総合相談支援業務

高齢者や関係機関からの相談に対し、速やかな対応や連携を目標とし、総合相談支援業務を行っている。

また、地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行っている。

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握の上、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議も活用しながら、対策を講じている。

なお、次の表1～4の令和6年度の値は、令和7年2月末現在である。

【総合相談件数】（表1）

年 度	相 談 実 人 員	相 談 延 人 員	延 べ 件 数
R5	101人 (うち訪問:40人)	264人 (うち訪問:87人)	284件 (うち訪問:87件)
R6	84人 (うち訪問:47人)	233人 (うち訪問:96人)	269件 (うち訪問:98件)

【相談の形態】（表2）

[単位：件]

年 度	電 話	来 所	訪 問	そ の 他	合 計
R5	120	44	87	33	284
R6	111	45	98	15	269

【相談者内訳】（表3）

[単位：件]

年 度	本 人	家 族	関 係 者	医療機関	施 設	行 政	そ の 他
R5	101	74	38	18	19	6	17
R6	81	119	25	24	16	6	5

【相談内容別】（表4）

[単位：件]

相 談 内 容	相 談 件 数	
	R5年度	R6年度
① 介護サービス	59	68
② 福祉サービス	6	8
③ 医療サービス	5	15
④ 認知症	57	71
⑤ 成年後見	10	1
⑥ 消費者被害	1	0
⑦ その他(金銭管理・困難事例など)	34	28
⑧ 高齢者虐待	32	21
⑨ その他	80	57
合 計	284	269

■評 価

令和6年度における総合相談支援業務についての対応は、保健師1人、社会福祉士1人、看護師2人を中心に行った。

相談件数は、横ばいであるが、認知症高齢者の増加や、身近に支援者がいない事例、医療・福祉分野だけでなく、警察や消防等との連携が必要な事例など、複数の事例を同時に対応しつつ、状況確認のために頻回に訪問しなければならない案件も多く、問題解決に相当の時間を要している。令和6年度においては、虐待の実件数は減少しているものの、頻回な訪問や情報共有、会議での対応検討を必要とする事例が多く、延べ対応件数は変わっていない。

今後も相談内容は複雑多岐にわたる事例が多くなることが予想されるため、関係機関との連絡調整やネットワーク構築を行うとともに、地域の見守り体制を強化していく必要がある。

(2) 権利擁護業務

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、権利擁護に関する啓発、高齢者虐待の対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止等、高齢者の権利擁護のための支援等を行った。特に、高齢者虐待は未然防止と早期発見が最も重要であり、これらに関する情報の周知に努めている。

また、令和6年9月には、中核機関と連携を図り、介護支援専門員及び相談支援専門員を対象とした成年後見制度に関する研修会を開催し、65名が参加された。

■評 価

高齢者虐待は未然防止と早期発見が最も重要であるため、今後も継続して情報提供及び周知に努め、虐待事案等の情報を把握した場合は、居宅介護支援事業所や民生委員、警察署などの関係機関と情報を共有し、高齢者が虐待や権利被害に遭わないよう支援を行っていく必要がある。

また、高齢者虐待は、本人の認知症や精神疾患に起因するものだけではなく、介護者自身の精神疾患や金銭的な問題なども要因となっている場合が多く、本人の擁護と同時に介護者への支援も行っていく必要がある。

さらに、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない方々の擁護と支援のため、成年後見制度中核機関と連携を強めるとともに、成年後見制度の広報、相談体制の充実強化を推進していく必要がある。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者等が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続するために、介護支援専門員や主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携など、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的に実施している。

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員と情報を密に交換し、相談しやすい環境づくりと業務の後方支援を目的に、全4回の研修会を開催した。

また、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の後方支援として相談を受け付け、支援困難な事例等については、関係者を集めた多職種による地域ケア個別会議につなげるなどして、問題解決を図った。

【介護支援専門員研修会の開催実績】（表５）

	期日	内容
第1回	8月27日(火)	「高齢者虐待防止・権利擁護」について
第2回	10月24日(木)	「高齢者の栄養管理」について
第3回	12月20日(金)	「生活困窮者自立相談支援事業」について
第4回	3月21日(金)	「ヤングケアラー」について

【介護支援専門員からの相談実績】（表６） [単位：件]

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
R5	1	1	0	0	1	2	0	0	1	0	0	－	6
R6	1	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	－	6

■評 価

介護支援専門員研修会については、新型コロナウイルス感染症が５類に移行されて以降、市内の介護支援専門員が事業所を越えて顔の見える連携づくりが強化できるよう、会場参集型の研修会を開催している。

令和６年度は、表５に記載する研修会を開催し、居宅介護支援事業所だけでなく小規模多機能型居宅介護事業所や福祉用具事業所等にも参加していただいた。

引き続き、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が相談しやすい環境づくりを推進していく必要がある。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 介護予防・日常生活支援総合事業及び指定介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者を対象に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができることができるよう、関係機関と連携を図るとともに、地域支援事業や介護保険サービス等の利用により、高齢者自身が目標を持ち、要支援・要介護状態の予防や重症化の予防、改善を目的とした自立支援型の介護予防ケアマネジメントの実施に努めた。

【予防給付実績】（表７） [単位：件]

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合 計
直 営	174	190	195	200	199	196	196	199	203	198	－	－	1,949 (239)
委 託	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	－	－	5 (▲5)
総合 事業	55	47	45	49	51	50	48	48	51	55	－	－	499 (▲186)
月 計	229	238	241	250	251	246	244	247	254	253	－	－	2,453 (47)
うち 新規	7	12	12	11	8	7	5	10	9	8	－	－	89 (18)

※月：サービス提供月。合計欄の（ ）数値は、前年実績（２月末現在）からの増減

■ 評 価

予防給付及び総合事業の対象者でサービス利用意向のある者に対し、介護予防サービス計画を作成し、自立支援のための適切なサービス等が利用できるよう、関係機関との連絡調整を図った。

要支援認定者は、令和7年2月末現在356人であるが、プランの作成件数は、月平均245件程度（前年比 5件増）となっている。

これは、認定を受けていても、住宅改修や福祉用具購入のみの利用であった者や、総合事業（通所型サービス・訪問型サービス）のみの利用者数が減少し、訪問看護や福祉用具の利用等、介護予防サービスを必要とする方の増加が考えられる。また、本人・家族等の都合により、サービス利用にまでつながっていない場合もある。

結果として、介護予防、重症化予防の視点から、サービスの提供と継続的な見守りが必要であるにもかかわらず、十分な支援を実施できていないということが課題となってきた。

引き続き、要支援認定者を対象に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を持
つことができるよう、関係機関と連携を図るとともに、地域支援事業や介護保険
サービス等の利用により、高齢者自身が目標を持ち、要支援・要介護状態の予防や
重症化の予防、改善を目的とした自立支援型の介護予防ケアマネジメントの実施に
努めていく必要がある。

イ 介護予防事業対象者把握事業及び支援

生活機能の低下があり、要介護状態等となる可能性がある」と認められた高齢者に
積極的な介護予防の取組を勧めることを目的としている。

高齢者が集まる場所であるいきいきサロン、高齢者学級等で出前講座を開催し、
基本チェックリストを実施するとともに、市民課による後期高齢者被保険者資格者
証の交付時についても基本チェックリストを実施しており、たけのこ教室やころば
ん体操教室への参加を勧めたり、介護サービスの紹介や緊急情報キット導入を勧め
たりする等して対象者の把握に努めている。

基本チェックリスト該当者へは、結果の説明や介護予防に関するパンフレットの
配布等の情報提供を行った。

【基本チェックリスト実績】（表8）

年度	配布者数	回収	チェックリスト該当者	該当率
R6※	352	333	126	約38%
75歳	319	300	104	約35%
出前講座等	33	33	22	約67%
R5	486	458	166	約36%
R4	441	415	166	約40%

※令和6年度は、令和7年2月末現在

■評 価

今後もいきいきサロン等、様々な高齢者が集まる場所に出向き、基本チェックリストを行うとともに、検査結果の見方の説明を繰り返し行い、運動、口腔・栄養に対する一体的な介護予防につながる取組を積極的に行っていく必要がある。

また、いきいきサロンだけでなく、ころばん体操教室や地域の行事等にも参加をしていない、あるいは参加することができない高齢者について、区長や民生委員、在宅高齢者福祉アドバイザー、ころばん体操教室やいきいきサロンの協力員等から情報収集・把握を行い、閉じこもりがちな高齢者が要介護状態等になることを未然に防ぐ取組を行っていく必要がある。

ウ 一般介護予防

○ 介護予防複合プログラム業務（たけのこ教室）

65歳以上の高齢者を対象に実施した基本チェックリストの中で、運動、口腔、栄養、閉じこもり、物忘れ又はうつの6つの項目で1項目以上の該当項目がある者を対象に、生活機能の低下を予防するため、①運動機能向上、②口腔機能向上、③栄養改善、④その他プログラムを運動教室において複合的に実施した。

年間を通して1クール16回、2か月おきに新規の対象者が参加できるよう呼びかけを行い、教室終了後も自宅で運動習慣を継続し、日常生活が送れるよう支援を行った。なお、令和7年2月末現在で、参加者実人数67人、延べ713人、出席率85.6%であった。

■評 価

教室修了時の評価で筋力の維持、改善が見られており、要介護状態になることを予防した生活を主体的に送ることに取り組めており、介護予防への意識の向上が図られている。

教室終了後、参加者の6割程度が各地区で開催されているころばん体操やいきいきサロンに参加しており、運動や人との交流の継続につながっている。

また、ころばん体操未実施地区の参加者が、実施地区の参加者と交流することで体操に関心を持ち、区へ体操の開始を働きかけるといった面もあり、今後も継続した取組が必要である。

○ 地域介護予防活動支援事業（ころばん体操教室）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、公民館等で気軽に参加でき、健康づくりや介護予防に取り組んでいる住民主体のころばん体操教室の活動支援を行っている。

令和6年12月16日及び18日、教室を運営する協力員向けに、介護人材確保ポイント事業の説明、ころばんサポートの説明、健康運動指導士による実技指導を内容とした研修会を開催し、147人の参加があった。

また、ころばん体操に参加する者同士が地区を越えて交流を図り、実践したレクリエーションを参考に、各地区での活動の更なる充実を図ることを目的としてころばん体操参加者交流会を開催し、180人の参加があった。

自宅でできる運動、各区ころばん体操の取組、脳トレ、栄養を考慮したレシピなどを掲載した「ころばん体操新聞」やチラシの作成・配布を行うなど、教室の継続、拡大する取組を行っている。

【地区別実施状況】（表 9）

令和 7 年 1 月 31 日現在

地 区 名 (地 区 数)	実 施 箇 所	登 録 者 数	高 齢 者 数	高 齢 率	高 齢 者 実 施 割 合	高 齢 者 介 護 認 定 率
大 川(6区)	5 区 7か所	105 人 (2)	738 人 (▲29)	61.2% (0.4)	14.1% (0.7)	24.7% (▲0.9)
西 目(7区)	5 区 5か所	75 人 (4)	584 人 (▲24)	58.2% (0.1)	12.7% (1)	18.7% (0.4)
鶴川内(9区)	3 区 2か所	21 人 (▲1)	261 人 (▲7)	47.7% (0.9)	8.0% (▲0.2)	17.6% (▲2.2)
田 代(4区)	4 区 3か所	29 人 (▲1)	87 人 (▲2)	74.4% (2.6)	33.3% (▲0.4)	23.0% (▲1.7)
市街地(11区)	10 区 10か所	201 人 (▲5)	2,292 人 (▲9)	37.0% (0.3)	8.6% (▲0.4)	20.8% (▲0.3)
赤瀬川(6区)	6 区 6か所	106 人 (3)	1,029 人 (16)	38.6% (1.1)	10.1% (▲0.1)	16.8% (▲0.3)
山 下(4区)	2 区 2か所	36 人 (▲7)	497 人 (▲10)	53.2% (▲0.2)	7.0% (▲1.5)	22.5% (▲1)
折 多(9区)	5 区 5か所	64 人 (0)	576 人 (▲15)	39.9% (0.2)	10.8% (0)	19.6% (▲1.9)
脇 本(21区)	14 区 13か所	216 人 (2)	1,661 人 (▲23)	43.1% (0.2)	12.8% (0.1)	20.3% (▲1)
施 設 等	—	—	140 人 (▲6)	85.4% (▲1.5)	—	34.3% (0.1)
合 計 (77区)	54 区 53か所	853 人 (▲3)	7,725 人 (▲103)	43.0% (0.3)	10.8% (▲0.1)	20.6% (▲0.4)

※（ ）の増減数はR6、1月末データとの比較。なお、区によっては、合同で開催している所がある。

■評 価

公民館で住民主体の運営による体操教室を開催することで、住民の介護予防への意識が高まるとともに、地域住民同士の交流が生まれ、声かけや見守り活動など、地域の互助活動の輪が広がっている。今年度は、説明会の実施等により、3月から新たに1地区が開催することとなった。

ころばん体操教室の活動の輪が市内全域に広がるにつれて、高齢者の教室への関心が徐々に高まってきている一方で、継続した運営を支える協力員の確保が難しく、実施に至らない地区がある。また、身体的に自宅から公民館まで歩いて参加することができない方への支援方法が課題となってきた。

今後も引き続き、ころばん体操の効果や令和2年度に健康寿命を伸ばそう！アワード受賞により地域の活動が認められたことなどを更に市民に周知し、市内全域へ拡大していく取組を推進していく必要がある。

また、市内の医療・介護事業所への周知や地域を越えて運営をサポートするころばんサポート体制の確立、未実施地区の地域住民向けの体験会等を開催し、公民館等に限らず、民家など少人数で行える方法について検討・提案し、介護サービスが必要になっても地域の人との交流が続けられる環境づくりが必要である。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

ア 地域ケア会議の開催

新規の総合事業対象者や要支援認定者、福祉用具の軽度者申請、住宅改修5万円以上の事例についての地域ケア個別会議を定期開催（月2回）しており、令和7年2月末現在で22回の実績となっている。

地域ケア個別会議では、作業療法士や理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、生活支援コーディネーター及び薬剤師に参加いただいております、多職種の専門的な視点に基づくアセスメントや地域の情報を共有することで、介護支援専門員のアセスメントの質の向上や地域の情報を知り得る機会となっている。

支援困難事例については、事案が発生した場合に直ちに介護保険サービス事業所や介護支援専門員、区長・民生委員等の地域住民など関係者に出席を求め開催することとしている。

地域ケア会議代表者会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、WEBと現地を併用して開催し、地域ケア個別会議から見えてきた地域課題や、各種事業を実施していく中で見えてきた課題を抽出し、委員から意見を聴取した。

■ 評価

地域ケア個別会議は、多職種によるケース検討を行うことで、サービスの適正化や地域課題の共有が図られ、ネットワーク構築や多職種からのアセスメント・助言により、ケアマネジメントの質向上にもつながっている。

また、会議の効率的な運営については、会議の目的の共有化を図るとともに、今後も運営方法について改良を図っていく必要がある。

なお、地域課題の解決については、今後も地域ケア個別会議等を通じて抽出した地域課題を地域ケア会議代表者会へ提案し、課題解決へ向けての方策について鋭意検討を進める必要がある。

イ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けた関係者の連携推進を目的としている。

平成28年度から公益社団法人出水郡医師会に委託し、広域医療センター内にある「在宅医療・介護支援センター」を中心に取組を行っている。

地域の医療・介護サービス資源の把握や在宅医療・介護連携の課題の抽出、在宅医療・介護サービスの情報共有の支援、在宅医療介護関係者の研修、地域住民への普及啓発などを実施している。

令和6年度は、終活をテーマとしたヒューマンコメディ映画「お終活 熟春！人生百年時代の過ごし方」の上映会を風テラスあくねで開催し、269名の方が鑑賞された。アンケート結果も好評であり、ACP（人生会議）について考える契機となった。

また、通いの場におけるACPについての出前講座の開催や、出水地区の医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、介護施設等を対象に「在宅看取りの現状調査」を実施した。

そのほか、在宅医療・介護支援センターのホームページやマイライフノート（エンディングノート）の大幅リニューアル、看取りに関するパンフレットの作成等に取り組んだ。

■ 評価

ACPの出前講座では将来について考える機会になったとの意見が多く、今後も継続して出前講座や映画上映会開催するなど、普及啓発を図っていく必要がある。

また、集合形式で多職種交流研修会や医療・介護合同会議等を開催したことで、顔の見える関係づくりの強化が図られ、今後も継続して実施していくことで医療・介護の多職種によるチーム体制を構築するとともに、連携の推進を図っていく必要がある。

ウ 生活支援体制整備事業

高齢者や地域住民が生活支援の担い手として社会的役割を持ちながら社会参加し、生活支援サービスを提供することで、生きがいづくりや介護予防につなぎ、地域コミュニティの再生を図ることを目的とし、阿久根市社会福祉協議会に委託して事業を実施している。

生活支援コーディネーターを市内全域の第1層に1人、市内を北部と南部に分けた第2層に2人を配置し、住民からのニーズの聞き取りや、マッチングを行っている。

令和2年度から運行することとなった社会福祉法人善き牧者会聖園老人ホームの支援協力による「川畑中区ドライブサロン事業（買い物バス）」については、令和6年度から隣区の中屋敷区も参加している。

また、事務局を阿久根市社会福祉協議会に置く有償ボランティアグループ「ちょこっと世話やき隊」事業については、令和7年2月末現在で27人が隊員として登録しており、草払いやごみ出し支援、自宅内の清掃など、高齢者の生活支援に資する活動を行っている。阿久根市社会福祉協議会と協働して「ちょこっと世話やき隊」の連絡会を年2回開催し、地域の課題やニーズについて、どのような取組ができるか意見交換するなど、活動活性化の取組を行った。

食を通じた地域とのふれあいにより子どもの食育や居場所づくり、高齢者など地域住民の交流拠点となることが期待される「ちいき食堂」の取組が2つの団体で行われ、その活動支援を行った。

■評 価

「ちょこっと世話やき隊」については、問い合わせ件数も徐々に増えてきており、知名度が高まってきている。隊員数の確保や育成に努め、多様なニーズとのマッチングを目指して取組を継続していきたい。

現在は、買い物支援や移動支援についての取組を検討しており、今後は関係機関及び団体等と協議を重ね、継続した支援の開始を目指している。あわせて、ドライブサロン事業の実施地区の拡大にも取り組んでいく必要がある。

また、ちいき食堂についても事業の定着に向け、検討を進めるとともに、他の地域での事業実施の可能性について協議・検討していく必要がある。

(6) 認知症施策の推進

ア 認知症総合支援事業

○ 認知症初期集中支援推進事業

平成30年度から、認知症サポート医や市の保健師、社会福祉士などの複数の専門職から構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の疑いのある方や認知症の方及びその家族に早くから関わり、早期診断・早期対応につなげ、その方にとって必要なサービスを検討し、適切なサービスにつなげる取組を行っている。令和6年度は2月末時点で、事業実績0件となっている。

○ 認知症地域支援推進員設置事業

認知症の人とその家族を総合的に支援する認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に配置している。

○ 認知症ケア向上推進事業

認知症の方やその家族の方が地域の方と交流する場として、また認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごせる地域づくりを語る場として、おれんじカフェ（認知症カフェ）を開催している。現在は、風テラスあくねで「おれんじカフェよかよか」、脇本馬場地区の憩い場ひまわりで「おれんじカフェひまわり」、そして、今年度から新たに、大川地区のより処“きてん”で「おれんじカフェうかわ」を毎月1回開催している。令和7年2月末現在で、計28回の開催、延べ424人が参加となっている。

○ あくね認知症見守りネットワーク事業

令和6年9月から開始した本事業は、事前申請により登録された認知症の方（疑いも含む）の情報を、警察、消防、市役所、区長、民生委員の間で共有し見守りを強化するほか、行方不明となった際に、地域住民や協力機関の協力を得て、早期発見の可能性を高める取組である。

令和7年2月末現在、対象者1名、協力機関61事業所が登録している。

■評 価

現在、認知症に関する相談を受けた場合、より迅速に問題の解決を図るため、総合相談支援業務にて専門職が訪問し、アセスメントや医療機関等との連携等を行っており、認知症初期集中支援チームの実働が無い状況である。ただし、困難事例等で判断に迷う場合は、認知症初期集中支援チームを活用することで、迅速かつ適切な支援が図られるため、必要時に速やかにチームが働くよう体制を整えておく必要がある。

認知症カフェについては、市内3か所で定期的に開催している。今後も、認知症の人が暮らしやすい地域づくりを目指し、認知症の人やその家族、認知症でない人も含め、誰もが参加しやすい取組内容の検討と、周知を行っていく必要がある。

認知症の人の見守りの強化と行方不明時の早期発見の可能性を高める、あくね認知症見守りネットワーク事業は、事業開始とともに一定数の協力機関の登録が確保できたが、それ以降伸びておらず、事業の周知に努める必要がある。

イ 若年性認知症に対する支援

若年性認知症に対する理解を深めてもらうため、市役所窓口等においてパンフレットの配布に取り組んだ。

令和5年度の認知症疾患医療連携協議会において、認知症疾患医療センター（荘記念病院）から、年間1～2名の者が若年性認知症と診断されており、本人・家族の同意を得て在宅・入院加療を行い、その後の支援として、個別にサービスや社会保障制度の紹介を行っているとの報告を受けた。

■評価

現在、若年性認知症に関する相談はないが、今後も市民に理解を深めてもらうため、周知に取り組む必要がある。

ウ 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進

認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発推進のため、9月の認知症を理解し一緒に歩む県民週間において、市役所ホールや市内医療機関でパネル展示を行った。また、市内医療機関1か所において、パネル展示と同時に認知症に関する動画上映と個別相談会も実施し、普及・啓発を行った。

また、新たな取組として、市内の中高生が作成した認知症に関する四コマ漫画の裏面に認知症の解説を掲載したチラシの配布や、市の公式LINE（ライン）ページやホームページに掲載するなど、幅広い世代への普及・啓発にも取り組んだ。

加えて、令和7年2月に、阿久根市総合体育館において、市民向けの認知症予防講演会を開催し、194人の参加があった。

■評価

認知症を理解し一緒に歩む県民週間においては、従来の取組に加え、四コマ漫画やSNSを活用し、幅広い世代への普及・啓発に取り組めた。

認知症予防講演会については、今後も継続的に取り組み、広く認知症予防の知識・習慣を広めていく必要がある。

エ 認知症支援体制の整備と認知症高齢者を介護する家族への支援

地域のキャラバン・メイトと連携し、認知症を理解してもらい、認知症の方やその家族を地域で見守り、支援する体制を構築するため、地域や高齢者学級、事業所等、小中学生の授業や放課後児童クラブ等でも認知症サポーター養成講座を開催している。

令和6年度は、市役所、高校、中学校、児童クラブ、地域などで認知症サポーター養成講座を開催し、令和7年2月末現在で7回開催し、市全体の認知症サポーター養成者数は250人となった。

また、認知症高齢者を介護する家族への支援として、認知症家族介護者交流会「かたろかい」を認知症介護指導者や介護経験者を招いて10月及び3月に開催し、参加者の精神的支援や介護負担軽減を図った。令和7年2月末現在で6人の参加があった。

■評 価

認知症サポーター養成講座を通して、あらゆる世代へ認知症に関する正しい知識の普及啓発を行っており、今年度は高校や市役所職員など、新たな団体への講座を実施することができた。今後も、キャラバン・メイトと連携しながら、あらゆる世代・団体へ認知症サポーター養成講座を実施することで、地域全体に認知症に対する理解を広めていく。

かたろかいについては、昨年度より参加者が増加しているものの、広く市民に事業を周知できていない状況であり、引き続き広報、周知に努めていく必要がある。

(7) 職員体制及び事務分掌（令和7年3月1日現在）

職 名	人 数	事 務 分 掌	備 考
所長	1人	地域包括支援センターの総括	介護長寿課長 兼務
地域包括支援係長	1人	庶務・予算・運営全般の掌握 地域支援事業交付金事務に関すること 在宅医療・介護連携推進事業に関すること 認知症サポーター養成講座に関すること	職員
保健師	1人	地域ケア会議に関すること 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等 介護予防サービス提供票、予防給付費等に係る請求事務等に関すること 地域包括支援システムの運用管理	職員
保健師	1人	介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業に関すること 認知症初期集中支援チームに関すること 認知症地域支援ケア向上推進事業	職員

		認知症サポーター養成講座等に関する事 認知症カフェに関する事 総合相談支援業務	
社会福祉士	1人	総合相談支援業務に関する事 権利擁護事業に関する事 在宅医療・介護連携推進事業に関する事 生活支援体制整備事業に関する事 地域ケア会議に関する事 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	職員
管理栄養士	1人	高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に関する事 地域介護予防活動支援事業に関する事 介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業に関する事 出前講座に関する事	職員
介護支援専門員 ※主任介護支援専門員の有資格者 1人を含む	※6人	介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等 認知症初期集中支援チームに関する事	会計年度任用職員
看護師	1人	地域介護予防活動支援事業に関する事 介護予防対象者把握に関する業務 介護予防普及啓発事業に関する事	会計年度任用職員
看護師	1人	認知症初期集中支援チームに関する事 認知症地域支援ケア向上推進事業 認知症サポーター養成講座等に関する事 認知症カフェに関する事	会計年度任用職員
健康運動指導士	1人	地域介護要望活動支援事業に関する事 介護予防普及啓発事業	会計年度任用職員
生活支援コーディネーター	1人	生活支援体制整備事業	会計年度任用職員
合 計	16人		

2 令和6年度 地域包括支援センターの決算状況

(令和7年2月末現在)

■令和6年度介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

【歳入】

[単位: 円、%]

款	項	予 算 額	収 入 額	予 算 対 比 額	収 入 率
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	8,852,000	8,815,640	36,360	99.59
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	3,859,000	2,284,340	1,574,660	59.20
	小 計	12,711,000	11,099,980	1,611,020	87.33
3 繰入金	1 一般会計繰入金	0	0	0	0.00
	2 事業勘定繰入金	7,824,000	0	7,824,000	0.00
	小 計	7,824,000	0	7,824,000	0.00
4 繰越金	1 繰越金	1,000	1,146,336	▲ 1,145,336	114,633.60
	小 計	1,000	1,146,336	▲ 1,145,336	114,633.60
5 諸収入	2 雑収入	97,000	82,995	14,005	85.56
	小 計	97,000	82,995	14,005	85.56
歳入合計		20,633,000	12,329,311	8,303,689	59.76

【歳出】

[単位: 円、%]

款	項	予 算 額	決 算 額	予 算 残 額	執 行 率
1 総務費	1 総務管理費	20,133,000	16,648,880	3,484,120	82.69
	小 計	20,133,000	16,648,880	3,484,120	82.69
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付費事業費	400,000	158,020	241,980	39.51
	小 計	400,000	158,020	241,980	39.51
3 予備費	1 予備費	100,000	0	100,000	0.00
	小 計	100,000	0	100,000	0.00
歳出合計		20,633,000	16,806,900	3,826,100	81.46

3 令和7年度 阿久根市地域包括支援センター運営方針（案）

I. 方針の策定

この「阿久根市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

II. センターの設置目的

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域において生きがいをもって自立した日常生活が送れるよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」及び「生活支援サービス」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、高齢者一人一人に合ったサービスや地域資源を活用しながら、いつまでもその人らしい生活ができるよう支援する必要がある。

センターは、その目的を達成するため、市民の心身における健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うとともに、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援することを目的として設置する。

III. 運営上の基本的視点

1 地域包括ケアシステムの構築

市では、令和6年3月策定の第9期阿久根市高齢者保健福祉計画の基本理念「支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち」のもとに5つの基本目標

- ① 地域包括ケアシステムの深化と推進
- ② 健康づくり・生きがいづくりからの介護予防
- ③ 生活支援体制の整備と充実
- ④ 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進
- ⑤ 介護保険制度の持続可能な運営に向けて

を掲げている。この計画に基づき、関係機関と連携し、取組を進めるものとする。

2 地域におけるネットワークの活用

地域の住民、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

支援を必要とする高齢者を見出し、高齢者が介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適切に利用できるよう、センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、継続的な見守りを行いつつ、高齢者支援のためのネットワーク構築を図

り、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を推進する。

3 チームアプローチによる推進

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮するとともに、連携・協働しながら、相談者等の個々の事情や思いを十分に把握した上でチームとして検討・協議を行い、個別課題や地域課題の解決及び活動の推進に努める。

4 市関係部局との連携

地域の高齢者の総合相談に対して、適切に保健福祉の推進が図れるよう、市関係部局と連携し、相談支援等を行うものとする。

5 公平・中立性の確保

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行うものとする。

6 センターの運営評価等

市は、地域包括支援センター運営協議会において、センターの運営に対する評価等を審議し、常にセンターの機能強化が図れるよう支援を行うものとする。

IV. センターの機能強化方針

1 機能強化の考え方

医療介護総合確保推進法により、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」が求められ、更には今後の高齢化の進展に伴い、複雑・多様化する相談に対応することによる業務量の増大等から、センターの機能強化が必要となっている。

より身近な場所で相談支援ができる環境を整え、高齢者の在宅生活を包括的に支援できるネットワークの構築を進める。

2 センターの運営方針

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、創意工夫した事業運営に努める。

また、事業計画は市民に対して分かりやすく広報するものとする。

(2) 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい市役所に事務所を設置する。

(3) 職員体制

職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種及び高齢者人口に合わせて「阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の配置基準に基づき、職員を配置する。

(4) センターの職務

地域包括ケアシステム構築のため、その中核機関としての役割を常に意識し、市における日常生活圏域全体のニーズ・課題を把握する。

また、日常生活圏域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、各圏域の特性に応じた事業運営を行う。

各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度ごとに目標に対する事業の評価を行う。

上記評価を地域包括支援センター運営協議会に諮り、その結果を踏まえ、次年度に向けた問題解決方法を検討する。

(5) 職員の姿勢

地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための「自立支援」であることを念頭に置いて業務を遂行する。

(6) 職員の資質の向上

専門性の維持向上を目的に、研修会の開催や参加、参加後の情報共有などの取組を積極的に行う。

(7) 書類の整理

年度ごとの事業計画・実績報告書を作成するとともに、相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

(8) 苦情対応

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、相談・報告など適切に対応する。

(9) 緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡が取れる連絡体制や連絡網等を整備する。

(10) 個人情報の保護

阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護法施行条例を遵守し、個人情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように、相談記録や関係文書等を適切に管理するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底する。

V. 具体的な業務

1 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、適切なアセスメントの下、本人の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第

115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 介護予防事業対象者把握事業及び支援

地域で開催されるいきいきサロンや高齢者学級、出前講座などの機会や地域からの情報等により基本チェックリストを実施し、将来、介護が必要となる可能性の高い高齢者を把握する。

また、必要に応じて介護予防に関する情報の提供や介護予防教室などを開催し、介護予防の取組を効果的に実施する。

(3) 一般介護予防

地域介護予防活動支援事業は、地域づくりによる介護予防事業として、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化防止のため、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような住民主体の介護予防を推進する。

2 総合相談支援業務

(1) 地域におけるネットワークの構築

ア センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙を作成して、様々な場所や関係機関へ配布等を行い、地域住民及び関係者へ積極的に啓発する。

イ 地域におけるネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連絡機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するよう、センターとしてのネットワークの構築及び整備を行う。

ウ 構築したネットワーク及び既存のネットワークについて3職種で共有し、ネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組む。

エ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係者や関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。

オ サービス事業所や専門相談機関等のマップを作成し、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

(2) 実態把握

ア 地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

(3) 総合相談業務

- ア 初期対応を適切に行い、問題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる。
- イ 関係機関からの様々な相談について、迅速に対応し、報告するなど連携を図ることにより、信頼関係の構築に努める。
- ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

(4) 困難事例への対応

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握の上、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議も活用しながら、対策を講じるものとする。

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

高齢者の虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利擁護について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、権利侵害を防止するための啓発活動に取り組む。

(2) 高齢者虐待への対応

- ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見及び虐待防止に取り組む。
- イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に対応する。
- ウ 虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合には、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に支援する。

(3) 成年後見制度

- ア 認知症等により、判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を支援する。
- イ 成年後見制度の利用が必要であると判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。
- ウ 成年後見制度の利用が必要であると判断したが、申立て可能な親族がいない場合等は、市長申立てへつなげる。なお、成年後見制度の活用について総合的な相談を受け付ける中核機関を令和4年度に設置し、阿久根市社会福祉協議会に委託しており、連携して対応を進める。

(4) 消費者被害防止

- ア 消費生活相談員や警察等の関係機関と連携して、消費者被害事例に対応できる体制を整備する。
- イ 地域団体・関係機関との連携の下、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関へ通報する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ア 地域における包括的・継続的なケアを提供するため、関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関等との連携を支援する。
- イ 地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、情報共有を図る。

(2) 介護支援専門員に対する支援・指導

- ア 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。
- イ 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。
- ウ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。
- エ 地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

5 認知症施策の推進

高齢者等が認知症になっても尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の住民等に対して、認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。
また、認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる対象者に早期から関わり、必要な医療や適切なサービス等につなぎ、重症化の予防に努める。

(1) 関係機関との連携

- ア 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。
- イ 認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期発見・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症の人やその家族に相談先等の情報提供を行う。

(2) 地域の体制づくり

- ア 地域住民や関係機関が、認知症の人やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発等を行う。
- イ 地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、自治会や事業所、小・中学生等の子どもたちやその保護者を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、「認知症サポーター」を養成する。

(3) 認知症の人やその家族への支援

- ア 認知症の人やその家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援を行う。
- イ 令和6年度から実施している「あくね認知症見守りネットワーク事業」について周知を図り、認知症の人やその家族の精神的負担の軽減を図る。

6 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービス及びボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携する体制を構築する。

(1) 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、地域における課題の検討及び施策の立案並びに提言を行うため、関係機関等と連携を図り、地域ケア会議を開催する。

ア 実務者会議、個別ケア会議

- ・ 介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・ 高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築
- ・ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ 代表者会議

- ・ 地域課題を地域住民で共有し、「地域で解決できる課題」「政策的な課題」を明らかにし、課題解決・政策形成を目指した取組を行う。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進する。そのため、在宅医療介護支援センターと連携を図り、地域の実情を把握・分析した上で、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進するため、次の事業に取り組む。

① 現状分析・課題抽出・施策立案（計画）

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進

② 対応策の実施

- ・ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・ 医療・介護関係者の研修

③ 対応策の評価の実施、改善の実施

④ その他の事業

(3) 生活支援サービスの体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら生活するためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、又はその活動を支える協議体等を設置することにより、高齢者の社会参加を推進し、生活支援サービスの

充実を図っていく。

7 指定介護予防支援事業

平成18年3月14日、厚生労働省令第37号の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づき、介護保険における予防給付の対象者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。

また、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成等に必要な助言・支援を行う。

(1) 予防給付のケアマネジメント（要支援認定者を対象）

- ア アセスメント、介護予防サービス支援計画作成、実施、モニタリング、評価の一連の支援経過について本人の自立促進を目指し、要介護への悪化を防止する。
- イ 介護予防プラン適正化の視点を持ったプラン検討会を引き続き開催する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

第1号介護予防支援事業対象者についても適切なサービスが包括的かつ効果的に支援が受けられるよう必要な援助を行う。

4 令和7年度 地域包括支援センターの当初予算

■令和7年度介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

【歳 入】

[単位：円、%]

款	項	予 算 額		予 算 比 較	増 減 率
		令 和 7 年 度	令 和 6 年 度		
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	10,702,000	8,852,000	1,850,000	20.90
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	3,097,000	3,859,000	▲ 762,000	▲ 19.75
	小 計	13,799,000	12,711,000	1,088,000	8.56
3 繰入金	1 一般会計繰入金	0	0	0	0.00
	2 事業勘定繰入金	5,993,000	7,824,000	▲ 1,831,000	▲ 23.40
	小 計	5,993,000	7,824,000	▲ 1,831,000	▲ 23.40
4 繰越金	1 繰越金	1,000	1,000	0	0.00
	小 計	1,000	1,000	0	0.00
5 諸収入	2 雑収入	97,000	97,000	0	0.00
	小 計	97,000	97,000	0	0.00
歳 入 合 計		19,890,000	20,633,000	▲ 743,000	▲ 3.60

【歳 出】

[単位：円、%]

款	項	予 算 額		予 算 比 較	増 減 率
		令 和 7 年 度	令 和 6 年 度		
1 総務費	1 総務管理費	19,541,000	20,133,000	▲ 592,000	▲ 2.94
	小 計	19,541,000	20,133,000	▲ 592,000	▲ 2.94
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付費事業費	249,000	400,000	▲ 151,000	▲ 37.75
	小 計	249,000	400,000	▲ 151,000	▲ 37.75
3 予備費	1 予備費	100,000	100,000	0	0.00
	小 計	100,000	100,000	0	0.00
歳 出 合 計		19,890,000	20,633,000	▲ 743,000	▲ 3.60